

いわき市男女共同参画推進条例

平成23年 3 月31日
いわき市条例第 3 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条―第 9 条）

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第10条―第17条）

第 3 章 いわき市男女共同参画審議会（第18条―第22条）

附則

男性と女性是人として平等な存在であり、日本国憲法においても、全ての国民が法の下に平等であることをうたっている。よって、男女は互いの違いを認めつつ個人の人權を尊重しなければならない。

本市では、これまで、市民の意識を把握しながら「いわき女性プラン」及び「いわき市男女共同参画プラン」を策定し、男女平等の意識づくりを中心に計画を推進してきており、多くの市民が女性の社会進出を望んでいる状況である。

しかしながら、今日においても、固定的性別役割分担意識に基づく男女を差別するような習慣等が根強く残っているほか、社会全体として男性が優遇されていると考える市民が多くいる状況であり、男女共同参画社会の実現には、なお一層の努力が必要である。

また、少子高齢化の進展、家族形態の変化等近年の社会経済情勢の変化により、現在では、働き方、家事、子育て、介護の問題等男性にとっての男女共同参画の問題も重要になってきている。

これらのことから、男女の性差にとらわれず個人が尊重され、一つの生命が生き生きと輝き、個性と能力を発揮することができる、権利と責任を分かち合う男女平等社会の実現が強く求められている。

ここに、私たちは、全ての市民の男女平等を基本として、「認め合い、協力し合う、男女平等のまちいわき」の実現に向けて、積極的に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進について基本理念を定め、並びに市、教育関係者、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政

治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 教育関係者 学校教育、社会教育その他の教育を行う者をいう。

(3) 市民 市内に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。

(4) 固定的性別役割分担意識 男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性又は女性という性を理由として、役割を固定的に分ける考え方をいう。

(5) 積極的改善措置 第 1 号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第 3 条 男女共同参画の推進は、男女が性別により差別されることなく、一人一人の人權が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進は、一人一人が固定的性別役割分担意識に基づく社会制度又は慣行に影響を及ぼされることなく、自らの意思及び責任による多様な生き方の選択について配慮され、かつ、尊重されることを旨として、行われなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思により市における政策又は民間の団体における方針の立案から決定までの過程に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、男女が思いやりを持って相互に協力し、かつ、社会の支援を受け、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域その他の社会における活動とを両立できるように配慮されることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、男女が対等な関係の下に互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産その他の生殖に関する事項について自らの意思が尊重されるとともに、生涯にわたる心身の健康が維持されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有することを考慮し、国際的協調の下に行われなければならない。

（市の責務）

第 4 条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、男女共同参画を推進するに当たり、教育関係者、市民及び事業者と協働するよう努めるとともに、国及び他の地方公共団体と連携して取り組むものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な体制の整備及び財政上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

4 市は、自らが率先し、男女共同参画を推進するものとする。

（教育関係者の責務）

第 5 条 教育関係者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を認識し、基本理念にのっとり教育を行うよう努めなければならない。

（市民の責務）

第 6 条 市民は、男女共同参画について理解を深め、基本理念にのっとり、家庭、職

場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において自ら積極的に参画し、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、男女が共に職場における活動と家庭等における活動との両立ができるよう職場環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場所において、性別を理由とする差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場所において、性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は性的な言動に対する相手方の対応を理由に当該相手方に不利益を与える行為をしてはならない。

3 何人も、配偶者、交際の相手方等親密な関係にあり、又は親密な関係にあった男女間において、身体的、精神的、経済的又は性的な苦痛を与える暴力的行為をしてはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、固定的性別役割分担意識又は男女間における暴力的行為を助長させる表現を使用しないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 市長は、基本計画を定めるに当たり、市民の意見の反映に努めるとともに、いわき市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(年次報告書)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(広報及び啓発活動)

第12条 市は、男女共同参画について、教育関係者、市民及び事業者の理解を深めるため、男女共同参画に関する広報及び啓発活動を行うものとする。

(男女共同参画の日)

第13条 男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、男女が共に社会のあらゆる分野における活動に自ら積極的に参画する意欲を高めるため、男女共同参画の日を設ける。

2 男女共同参画の日は、11月の第2日曜日とする。

3 市は、教育関係者、市民及び事業者との協働の下に、男女共同参画の日の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(調査研究)

第14条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するために必要な調査研究を行うものとする。

(人材育成)

第15条 市は、男女共同参画を推進する人材を育成するための教育及び研修の機会の充実に努めるものとする。

(積極的改善措置)

第16条 市は、社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画の機会の格差が生じている場合は、教育関係者、市民及び事業者と協力して積極的改善措置が講ぜられるよう努めるとともに、情報の提供その他の支援に努めるものとする。

(苦情の処理等)

第17条 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、教育関係者、市民及び事業者からの苦情を適切に処理するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害について、教育関係者、市民及び事業者から相談の申出があったときは、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、第1項の措置を講ずるに当たり、いわき市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

第3章 いわき市男女共同参画審議会

(設置)

第18条 男女共同参画を推進することについて必要な事項を調査審議する等のため、いわき市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第19条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する事項

2 審議会は、前項各号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第20条 審議会は、委員12人以内で組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないよう努めるものとする。

2 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者及び市長が行う公募に応じた者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職

務を代理する。

(会議)

第21条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第22条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定により定められている計画は、第10条第1項の規定により定められた基本計画とみなす。